

八戸市農業委員会 2 月総会議事録

日時：令和6年2月13日（火）午後2時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 欠
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 欠	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 欠
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、技師 柴田 あかね、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、谷地農業委員、松橋農業委員、在家推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第6号、令和5年度第13号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、加藤農業委員及び上村推進委員が当事者となっている事案がございます。

加藤農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、上村推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、田名部浩委員の御発声に続いてお願いいたします。

田名部委員

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。今日は風がちょっと強いですが、2月とは思えない暖かい日になっております。朝夕日々寒暖の差が激しく、子供達の中にはインフルエンザが凄く流行しているようです。

で、どうぞ皆様も体調に気を付けて過ごしていただければと思います。今月の始めですが、このセンターで農業講座がありまして、いくつかの講座を受講しました。最後の講座が「もっと知りたい青森のお米」ということで、それぞれ青天の霹靂、はれわたり、まっしぐらの特性とかの話がありました。最後に3品種の試食があり、友人と3人で試食しましたが、その中でどのお米がおいしかったかと友人に尋ねたところ、友人2人はまっしぐらを選んだんですね。お米は人それぞれの好みであって、まっしぐらが劣るものではないなということを感じたところでもあります。今の時代おいしくないというお米はないので、いかに消費者に選んでもらえるお米作りをするかというところが大事になってきているのかなと感じました。

では、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15番 木村 武美 委員、16番 寺沢 和則 委員両氏を指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御説明いたします。この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しの 1 月分でございます。資料の 1 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号 1 番、令和 5 年 3 月 15 日付け八農委指令第 79 号で許可されたもので、態様別は売買、取消し理由は、譲渡人が許可書に記載の対価以上の金額を請求し、譲受人が承諾せず、当該土地の購入を取りやめることになったとの願い出があったためです。

提出内容及び関係書類ともに適正であり、双方合意の上で、許可処分の取消願が提出されておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

会長

次に、日程第 3、議案第 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る 1 月 30 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 1 番を調査してまいりました。資料の 3 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 1 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和 3 年 9 月に田を規模拡大のために取得しております。通作距離は約 3 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化は、面積 1,487 m²の田はあり、面積 989 m²の田はなし、休耕地・山林地は、面積 1,487 m²の田はなし、面積 989 m²の田はあります。農業経験は 22 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、各 1 台を所有しており、田植機、コンバイン各 1 台を知人から借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る 1 月 30 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 2 番を調査してまいりました。

3 条 2 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。

態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、軽トラック1台を購入予定、トラクター、田植機各1台を兄から借用、コンバイン2台を集落営農組織で共用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村委員

上村から報告いたします。去る1月30日、坂下農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号3番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 3 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、兄弟です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆です。受人は65歳以上ですが、娘夫婦が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約20m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女

1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽バン各 1 台を所有しております。
また、受人は田を所有しておりますが、水稻栽培に使用する農機具は保有しておらず、知人に農作業委託しているとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 6 号、令和 5 年度第 13 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、加藤委員は退室をお願いいたします。

(加藤委員退室)

会長

それでは、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

中里 G L

事務局の中里から、議案第 6 号、令和 5 年度第 13 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 24 件、使用貸借 8 件の計 32 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 14 名、貸し手 32 名で、利用権設定面積は、合計 168,497 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、加藤委員が関係する事案を説明いたします。

利用集積 1 番～12 番

番号 1 番から 6 ページの番号 12 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 1 番と 6 ページの番号 8 番が長いも、5 ページの番号 2 番と番号 4 番から番号 5 番、6 ページの番号 10 番から番号 12 番が長いもとにんにく、5 ページの番号 3 番と番号 6 番が長いもとごぼうを作付けするために 5 年間賃貸借、6 ページの番号 7 番が長いもとにんにく、番号 9 番が長いもを作付けするために 5 年間使用貸借するもので、賃借料につきましては、5 ページの番号 1 番が年間総額 20,000 円、番号 2 番と番号 4 番、番号 6 番が年間総額 50,000 円、番号 3 番と 6 ページの番号 12 番が年間総額 40,000 円、5 ページの番号 5 番が年間総額 70,000 円、6 ページの番号 8 番が年間総額 60,000 円、番号 10 番が年間総額 30,000 円、番号 11 番が年間総額 63,000 円でございます。

公告年月日は、令和 6 年 2 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

中里 G L

引き続き、事務局の中里から説明いたします。資料の 7 ページをお開き願います。

利用集積 13 番

番号 13 番、利用権の種類及び内容は、にんにく、ねぎ、長いもを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 137,900 円でございます。

利用集積 14 番

番号 14 番、利用権の種類及び内容は、大豆、麦を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

利用集積 15 番

番号 15 番、利用権の種類及び内容は、にんにく、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 16 番

～18 番

番号 16 番から番号 18 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 6 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

次ページをお開き願います。

番号 19 番から資料 10 ページの番号 32 番までは、農地中間管理機構の業務を

	請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 19 番 ～22 番	なお、8 ページの番号 19 番から番号 22 番までは、下長の谷地田地区で行われる、農地中間管理機構関連農地整備事業に関連する貸借となります。 県が主体となり、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間の工期で、区画整理工事 42.2 ha、暗渠排水工事 41.7ha の圃場整備を行う事業で、自作地を含む地区内の全ての農地について、15 年間以上の農地中間管理権を設定することが要件とされているため、自作地につきましては、借り手と貸し手が同一となっております。
利用集積 23 番 、24 番	番号 23 番から番号 24 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 23 番は 1 年間、番号 24 番は 2 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 25 番 、26 番	番号 25 番から番号 26 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 27 番 ～29 番	番号 27 番から番号 29 番は同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 2,500 円でございます。
利用集積 30 番	番号 30 番、利用権の種類及び内容は、にんじんを作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 31 番	番号 31 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 32 番	番号 32 番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和6年2月19日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第7号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許

会長

可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦（豊）委員

三浦から報告します。去る1月30日、坂下委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号1番から番号2番までを調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条1番

はじめに、番号1番について報告します。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和

6年3月1日から令和6年3月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体に防草シートを敷きます。立地条件は、青森県八戸合同庁舎から南東側約250mに位置し、田、宅地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条2番

続きまして、番号2番について報告します。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和6年4月10日から令和6年9月20日まで。資金調達計画は、共同で住宅を建築する夫と共同で借受け、利用する借入資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北東側の車両の乗り入れ部分をアスファルト舗装します。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、青森県立八戸西高等学校から北西側約1.4kmに位置し、田、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

坂下委員

坂下から報告します。去る1月30日、三浦 豊委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号3番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条3番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。

態様別は、売買です。転用目的は、住宅１棟建築です。実施計画は、令和６年６月１日から令和６年１１月３０日まで。資金調達計画は、共同で住宅を建築する子と子の配偶者の借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を盛土し、申請地北側、東側及び南側の法面に張芝を施します。申請地全体を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市営東霊園から北東側約６００ｍに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第２種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6 会長	次に、日程第 6、報告第 6 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 1 月分でございます。資料の 13 ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
相続等 1 番～19 番	今回の届出は、資料 13 ページの番号 1 番から資料 19 ページの番号 19 番までの計 19 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号 3 番と資料 16 ページの番号 11 番と、資料 17 ページの番号 12 番は有り、その他は無しとなっております。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 7 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の訂正については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。 この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の訂正の 1 月分でございます。

資料の 21 ページをお開き願います。

はじめに、農地転用届出の訂正願につきまして御説明いたします。訂正願は、農地転用届出の受理通知後、誤字脱字や態様別の誤り等の届出の内容に大きく影響しない軽微な変更と認められるものに関しては、撤回願を提出し、再度、農地転用届出をしなくとも、訂正願の提出で訂正を認めるものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人それぞれの住所、氏名、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条訂正 1 番

番号 1 番、訂正箇所は契約の内容における、権利の種類、権利の設定、移転の別、権利の存続期間、その他で態様別が贈与から使用貸借に訂正されております。

訂正理由は、贈与と使用貸借を誤認し態様別に変更が生じたためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8

会長

次に、日程第 8、報告第 8 号、競（公）売買受適格者の証明願（転用届出）については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の農地転用届出に係る競（公）売買受適格証明願の 1 月分でございます。

はじめに、競（公）売買受適格証明書につきまして御説明いたします。

裁判所の競売や税務署等の公売になった農地に関して入札を行う場合、農地を取得できない者が最高価買受人又は次順位買受人、いわゆる落札者となるのを未然に防ぐため、執行機関から入札参加者に対して、農地法の許可等を受けられる見込みがある者であることを証明する書類の提出が求められます。この書類のことを買受適格証明書といいます。耕作目的で取得する場合は、農地法第3条に係る買受適格証明書が必要となり、転用目的で取得する場合は、農地法第5条に係る買受適格証明書が必要となります。

それでは、内容につきまして御報告いたします。資料23ページを御覧願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番は、裁判所の競売に伴う案件でございます。

5条適格1番

番号1番、転用目的は店舗1棟、共同住宅1棟建築でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競（公）売買受適格証明書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

会長

次に、日程第9、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の1月分でございます。 5条届出につきまして御報告いたします。資料の25ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条1番	番号1番、転用目的は事務所1棟建築でございます。
5条2番、3番	番号2番、番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条4番	番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条5番	番号5番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条6番	番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条7番、8番	番号7番、番号8番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条9番	番号9番、転用目的は道路でございます。 届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第10	次に、日程第10、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の1月分で

	ございます。資料の 29 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 1 番	番号 1 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 2 番～ 9 番	番号 2 番から資料の 31 ページの番号 9 番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 10 番	資料の 32 ページの番号 10 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 11 番、12 番	番号 11 番、番号 12 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和 6 年 2 月 19 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 （なしの声あり）
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 11	次に、日程第 11、報告第 11 号、農地改良届出についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 1 月分でございます。資料の 33 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
農地改良 1 番	番号 1 番、着工年月日は令和 6 年 1 月 10 日で、使用する土の採取場所は大字

農地改良 2 番

坂牛字上鳥ノ木沢地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 6 年 1 月 9 日でございます。

番号 2 番、着工年月日は令和 6 年 2 月 1 日で、使用する土の採取場所は大字坂牛字上鳥ノ木沢地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 6 年 1 月 22 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 4 時)